

第 4 章 一 般 施 工

第 4 章 一 般 施 工

4・1 適 用	- 21 -
4・2 準 備 工	- 21 -
4・2・1 測 量	- 21 -
4・2・2 試 掘	- 21 -
4・3 土 工	- 21 -
4・3・1 掘 削	- 21 -
4・3・2 埋 戻 し	- 22 -
4・3・3 基 礎 工	- 22 -
4・4 路面復旧工	- 23 -
4・4・1 路 盤 工	- 23 -
4・4・2 アスファルト舗装工	- 23 -
4・5 仮 設 工	- 23 -
4・5・1 防 護 工	- 23 -
4・5・2 土 留 工	- 23 -
4・5・3 薬液注入工	- 24 -
4・6 弁 室 工	- 24 -

第 4 章 一 般 施 工

4・1 適 用

1. 本章は、管工事における準備工、土工、路面復旧工、仮設工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、共通仕様書 第1編 共通編の規定によるものとする。

4・2 準 備 工

4・2・1 測 量

1. 受注者は、工事契約後直ちに必要な測量を実施し、測量結果を工事監督員に提出しなければならない。
この測量結果が、設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は工事監督員の指示を受けなければならない。
2. 測量標（以下仮BM）は、工事監督員の指示する補助水準点を使用し、受注者は仮BMを移動沈下の恐れのない箇所に選定し、木杭、コンクリート杭等を用い、十分堅固に設置し、表示しなければならない。
なお、使用に際し適時点検しなければならない。
3. 道路基準点は、絶対に損傷してはならない。やむを得ず基準点を移設する場合は、工事監督員を通じて本市所管課所に報告（様式No.68）し、その指示に従って移設、復元にあたらなければならない。

4・2・2 試 挖

1. 受注者は、工事監督員の指示する箇所の他、必要に応じて地下埋設物の試掘を行い、その位置深度並びに構造を確認のうえ工事監督員に報告すること。
2. 試掘は、当該地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意深く掘削（埋設物近辺は人力掘削）し、当該地下埋設物を確認すること。
なお、試掘の結果、管布設工事に支障のある場合は、工事監督員と協議しその指示に従うこと。

4・3 土 工

4・3・1 挖 削

1. 挖削土は、道路上に堆積してはならない。ただし、事前に関係官公署及び工事監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。この場合には、掘削土が周囲に散乱しないようにし、交通に支障の生じないようにしなければならない。
2. 床付面においては、人力による床均し工を行うこと。ただし、掘削過度、又は湧水のため地盤を軟弱にしたときは、工事監督員の承諾を得た工法により埋戻しをすること。

3. 掘削に際し、試掘等で他の埋設物が確認された箇所、並びに埋設物がある恐れの付近では、人力掘削とし、損傷を与えないよう十分に注意して行わなければならない。
4. 道路横断箇所は、半幅員掘削を原則とし、やむを得ず全幅員掘削する場合は、関係官公署の許可及び工事監督員の承諾を得て行わなければならない。
5. アスファルトコンクリート舗装の取壊しは、アスファルトカッター等を使用して粗雑にならないようしなければならない。

4・3・2 埋 戻 し

1. 埋戻工は、設計図書に従い施工しなければならない。発生土指定の場合においても草根、木片、冰雪、凍土、有機不純物などの容積変化を生ずるものを使用してはならない。また、転石、玉石等を構造物（管体等）へ直接埋め戻してはならない。
2. 埋戻し及び締固めの際、構造物に片寄った荷重、偏圧を与えないように注意し、埋め戻さなければならない。
3. 埋戻し土砂は、構造物（管体等）に直接投入を避け、一層の仕上がり厚30cm以下（路床部は、20cm以下）を基本として一層ごとに入念に締め固め、沈下を生じないよう施工しなければならない。
4. 傾斜地において埋戻す場合は、斜面下側から埋戻し及び締固めを入念に行い、斜面下方向への土砂の滑動を防止し、沈下が生じないよう施工しなければならない。
5. 埋戻し土砂の転圧は、管体上20cmまでは管廻りに空隙ができぬよう丁寧に、かつ十分に人力で締固め、構造物に偏圧を与えないように注意して施工しなければならない。なお、給水管（ポリエチレン管等）の転圧に当たっては、タンパー等により、管体に損傷を与えないように注意して施工しなければならない。
6. 水道管を含む他埋設物と交差する箇所や輻輳する箇所の埋戻しは、管廻り（特に下端部）に空隙が生じないよう埋戻し及び締固めを入念に行い、沈下を防止するとともに、埋設物同士が接触したり干渉することがないよう施工しなければならない。

4・3・3 基 础 工

1. 砂 基 础 工

砂は有害量のゴミ、泥、有機不純物等を含んではならない。敷均しは、掘削幅全幅で平均に行わなければならない。

2. 切込碎石基礎工

碎石の敷均しは、等厚に散布し、転圧により不陸を生じた場合は同じ粒度の碎石を散布し、整形を行い、工事の規模に応じ適切な機種により十分締固め、規定の厚さに仕上げなければならない。

3. コンクリート基礎工

コンクリートの施工及び配合は特に指定のない限り、共通仕様書 第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリートの規定に従い打設しなければならない。この場合、湧水又は土砂によって打設コンクリートに影響を及ぼさないように留意すること。

4・4 路面復旧工

4・4・1 路盤工

路盤置換は、設計図書に指定された仕上げ厚さとし、特に指定のない限り掘削全幅とする。

4・4・2 アスファルト舗装工

1. 舗装復旧の表層仕上げに当たっては、既設舗装面とのすりつけを十分締固め、密着させ平坦に仕上げなければならない。
2. 工事中に設計図書に指定された仕上げ幅を超えて、舗装面に亀裂及び沈下等が確認された場合は、直ちに第三者被害の発生がないよう応急措置を行うとともに、舗装復旧範囲について工事監督員と協議するものとする。
3. 舗装復旧に当たっては、路面上にある鉄蓋類を隠蔽してはならない。

4・5 仮設工

4・5・1 防護工

1. 水道管の防護（第11章『水道管防護工図』参照）は、工事監督員の承諾を得なければならない。
2. 掘削影響範囲に他の地下埋設物の存在が確認された場合は、その埋設物の管理者及び関係機関と協議し、必要な措置、防護等を行うこと。

4・5・2 土留工

受注者は、仮設土留工の施工にあたり『建設工事公衆災害防止対策要綱』及び下記事項に基づき、安全な施工に努めなければならない。

(1) 土留工の安定に関する計算を行い、構造は、その計算結果を十分に満足するものでなければならない。

(2) 土留工法については、付近の状況を十分考慮し、これに作用する土圧に十分耐え得る構造とすること。

施工中は、常に矢板、切梁、腹起し、その他支保工の変動状態及び周辺地盤の変化にも十分注意するとともに、地質、その他の変動で補強する必要がある場合には、直ちにこれを確実な方法で実施し、また、山留工を取り扱う場合は、土質に対応した適切な手段で、周辺地盤を緩めることなく行うこと。

(3) 地盤が崩壊するおそれがないとき及び周辺の状況により危険防止上支障がないときを除き、深さ1.5m以上の掘削を行う場合には土留を設けなければならない。

(4) 縦断的な近接既設地下埋設物の影響で、土の崩壊が懸念されている箇所は、掘削深さに関係なく土留工を施すこと。

(5) やむを得ず仮設物を残置とする場合は、位置、寸法（長さ・幅・高さ等）、構造をしゅん工図に必ず記載すること。

4・5・3 薬液注入工

1. 薬液注入工法を施工する場合は、『薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針』(昭和49年7月10日事務次官通達)、『札幌市水道局薬液注入工事施工管理要綱(第9章)』に基づき施工するものとする。
2. 受注者は、近接する位置に他埋設物がある場合は、埋設物管理者と協議の上、注入作業を実施すること。また、近接する位置に下水道管が布設されている場合は、本管及び取付管等への注入液の流入の有無を確認しながら施工し、その結果を工事監督員に報告すること。

4・6 弁室工

1. 構造、施工等については共通仕様書 第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリートの規定による。
2. 弁室鉄蓋(Φ700・1200・1500)は設置の際、専用接着剤を使用しレジンコンクリート製アダプターとコンクリート管接合面に隙間がないように圧着すること。また施工経験がない者は、販売代理店の技術者等の立会いのうえ、施工するものとする。(標準図参照)